一〇五　令和八年文部科学省告示第六十二号の全部を改正する件　三一　172　二四

一〇六　令和八年文部科学省告示第六十三号の一部を改正する件　三一　172　二六

一〇七　令和八年文部科学省告示第六十四号の全部を改正する件　三一　172　二七〇

〇厚生労働省

二五九　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件　一　四

二六〇　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設周辺地域を指定する件　三　150　二四

二六一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　六　二

二六二　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件　六　二

二六三　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件　一三　二

二六四　国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件　一四　五

二六五　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一四　157　一〇

二六六　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一四　157　一一

二六七　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示　一四　157　一一

二六八　検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件　二三　163　二五

二六九　検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件　二三　163　二五

二七〇　労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件　二四　164　五六

二七一　労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件　二四　164　五六

二七二　労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件　二四　164　五七

二七三　労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件　二四　164　五八

二七四　令和八年厚生労働省告示第二百四十七号の一部を改正する件　二七　167　二五

二七五　令和八年厚生労働省告示第二百四十八号の一部を改正する件　二七　167　二六

二七六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二八　168　一

二七七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　二八　168　二

二七八　感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件　二九　二

二七九　作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者　二九　169　一六〇

二八〇　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示　三〇　四

二八一　令和八年厚生労働省告示第二百四十三号の一部を改正する告示　三〇　171　三三

二八二　令和八年厚生労働省告示第二百四十四号の一部を改正する告示　三〇　171　三五

二八三　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件　三〇　171　三七

二八四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件　三一　二

二八五　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件　三一　二

二八六　雇用保険法第十八条第一項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件　三一　三

二八七　雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件　三一　四

二八八　雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件　三一　四

二八九　雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件　三一　四

二九〇　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三一　172　二七一